

27年度金融行政方針

多大な不良債権の反省から、金融機関の健全性重視



(金融機関が保有する資金仲介機能のみならず、人材・情報・ネットワークをフル活用した)
企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の実現

- ⇒ 銀行法第一条の基本に戻る
 - 公共性
 - 健全性
 - 国民経済の発展に資する
- ⇒ リレバンの思想と同じ

28年度金融行政方針

(自己中心ではなく)
顧客本位の持続可能なビジネスモデルの構築

- ⇒ 顧客との共通価値の創造
- ⇒ fiduciary duty
- ⇒ 日本型金融排除の撲滅

- 自己診断のためのベンチマーク、KPI
- 対話のためのベンチマーク、KPI
- 行政は「見える化」のためのインフラ作り
- 金融機関を選ぶのは顧客、顧客の金融リテラシーアップの必要性
- 株式市場との対話
(スチュワードシップコード、長期的視点 ⇒ ESG投資)

29年度金融行政方針

当局の行政の変革

- 形式から実質へ
- 部分から全体へ
- 過去から未来へ

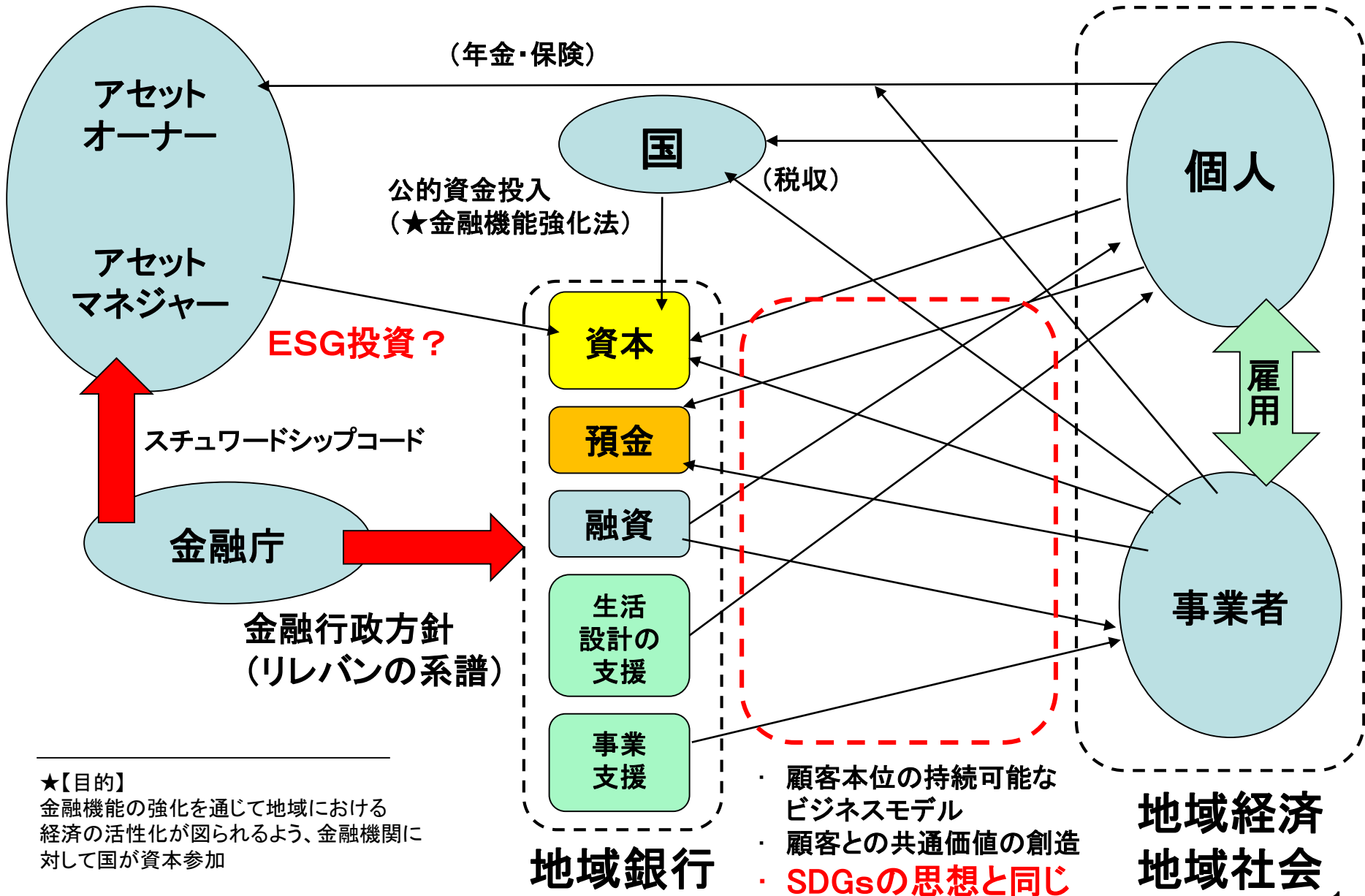
過去から
現在

顧客本位の持続可能な
ビジネスモデル

将来の
健全性

- 早期是正措置
- 自己資本比率
- B/Sの問題
- ⇒ P/Lの問題 (曼荼羅図)
- ⇒ 対話から深度ある対話へ
- ⇒ 検査マニュアルの廃止 (ルールとプリンシプルのバランスに)
- ⇒ 金融機能の維持や退出の制度の見直し
- ⇒ 競争のあり方
- ⇒ 金融機能強化法の公的資金

鳥瞰図



★【目的】
 金融機能の強化を通じて地域における
 経済の活性化が図られるよう、金融機関に
 対して国が資本参加

- ・ 顧客本位の持続可能な
ビジネスモデル
- ・ 顧客との共通価値の創造
- ・ **SDGsの思想と同じ**

**地域経済
 地域社会**